

利用上の注意

- 「2022年経済構造実態調査製造業事業所調査」(以下、「製造業事業所調査」という。)の調査結果は、以下の全てに該当する製造事業所(以下「事業所」という。)について集計したものである。
 - ・個人経営を除く事業所であること
 - ・管理、補助的経営活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- 事業所について、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高(製造品出荷額等)を上位から累積し、当該分類に係る売上高(製造品出荷額等)総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計した上で結果表として集計したものである。
- 本書は、本市独自で集計したものであり、別途経済産業省や福岡県から公表される数値と相違することがある。
- 調査結果のうち、事業所数、従業者数については、2022年6月1日現在の数値、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額等については、2021年1年間の数値である。
- 産業分類は、日本標準産業分類の産業中分類に準拠しているが、例外については、次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

なお、「中分類18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム(乾板を含む)	1695	漆器	3271
手袋(合成皮革)	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
製造真珠	2199	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品(金属・宝石製を除く)	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

また、表中の略称については、次のとおりである。

産業中分類	略称	区分
9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業	食 料 品 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 繊 維 木 材 ・ 木 製 品 家 具 ・ 装 備 品 パ ル プ ・ 紙 印 刷	軽 工 業
16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業	化 学 工 業 石 油 ・ 石 炭	重 化 学 工 業
18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業	プ ラ ス チ ッ ク ゴ ム な め し 革 ・ 毛 皮 窯 業 ・ 土 石	軽 工 業
22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業	鉄 鋼 非 鉄 金 属 金 属 は ん 用 機 械 生 産 用 機 械 業 務 用 機 械 電 子 部 品 電 気 機 械 情 報 通 信 機 械 輸 送 用 機 械	重 化 学 工 業
32 その他の製造業	そ の 他	軽 工 業

6. 集計項目の名称及び定義

(1) 従業者数 = 常用労働者 - 送出者

(2) 製造品出荷額等 = 製造品出荷額等 + 加工賃収入額 + その他収入額

(3) 付加価値額

30人以上 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)
- (推計酒税, たばこ税, 揮発油税及び地方揮発油税 + 推計消費税額)
- 原材料・燃料・電力使用額等 - 減価償却額

4~29人 = 粗付加価値額
製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税)
- 原材料・燃料・電力使用額等

7. 統計表中の「-」は該当数値なし(記載すべき事実のないもの)、「0」は四捨五入のための単位未満、「△」は負数であることを示す。

8. 統計表中、事業所数が1又は2の場合は、秘密保持のため、その内容事項を「X」として、その部分の数値を秘匿した。また、事業所数が3以上の場合でも1又は2の事業所の関連で秘匿したものがあり、同じく「X」とした。
9. 数字の単位未満は、四捨五入しているので総数と内訳が一致しない場合がある。
10. 製造業事業所調査における結果と工業統計調査(以下、「工業統計」という。)は集計範囲等が異なり、過去の工業統計と単純に比較できない部分(事業所数、従業者数など)があることに留意すること。